

LPガス設備設置基準及び取扱要領 抜粋
＜民生用バルク供給編 第1章第5節＞

1.5 ガス放出防止器を設置しない場合の措置
＜バルク貯槽＞

バルク貯槽のガス取出弁にガス放出防止器等を取り付けない場合は、バルク貯槽に係る供給管に対し、次に掲げる地震による震動及び地盤の液化に伴う損傷を防止する措置を講じること。

- ① バルク貯槽の供給管は、バルク貯槽のプロテクター出口部及びバルク貯槽の基礎上に設置したアングル等の支持構造物部の2箇所固定する。
- ② バルク貯槽とバルク貯槽基礎外の供給管との接続は、バルク貯槽の基礎と供給管を設置する建築物の間の距離1.5m当たり10cm以上の変位を吸収できる措置を講じること。

関係法令 規則第19条第3号ハ(5)
バルク告示第7条

＜バルク容器＞

バルク容器（貯蔵能力が70kg以下のものに限る。）のガス取出バルブにガス放出防止器等を取り付けない場合は、バルク容器に係る供給管に対し、次に掲げる地震による震動及び地盤の液化に伴う損傷を防止する措置を講じること。

- ① バルク容器は、鉄鎖等によりバルク容器を家屋その他の構築物に固定する。
- ② バルク容器とバルク容器基礎外の供給管との接続は、バルク容器の基礎と供給管を設置する建築物の間が1.5m当たり10cm以上の余長を有する液化石油ガス用継手金具付高圧ホース又は液化石油ガス用継手金具付低圧ホースを用いる。

関係法令 規則第19条第1号ロ・ハ
バルク告示第7条

（解説）

- 1) バルク貯槽及びバルク容器の地震による震動及び地盤の液化に伴う供給管の損傷を防止する措置については、高圧ガス保安協会が平成14年度に実施した「バルク貯槽に係る供給管可とう性確認試験実施結果」及び「バルク容器振動試験実施結果」において確認している。
- 2) バルク告示第7条第2項により、規則第19条第1号ロ又は第3号ハ(5)ただし書の地震による震動の液化に伴う供給管の損傷を防止する措置として、LPガス設備設置基準及び取扱要領(S0738)（高圧ガス保安協会平成15年3月）民生用バルク供給編第1章第5節の規定が引用されているが、当該規定は平成15年3月から改正はなく、上記規定の通りである。